

令和 7 年度 第 1 回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 議事録

日時：令和 7 年 8 月 26 日（火）15 時 10 分～15 時 50 分

場所：八幡市役所 会議室 5-2

出席者：委員 14 名、計画策定業者 2 名、事務局 4 名

議題：（1）八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について

配布資料：資料①八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について

資料②八幡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）

資料③八幡市在宅介護実態調査（案）

資料④八幡市介護支援専門員調査（案）

資料⑤八幡市介護サービス事業所調査（案）

議事内容

	（1）八幡市高齢者健康福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について
事務局	現在、第 9 期介護保険事業計画が令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画となっており、第 10 期計画が令和 9 年度から 3 ヶ年となります。そのため、今年度アンケートを実施し、令和 8 年度に検証を行い、第 10 期計画を策定します。 令和 7 年 4 月に公募型プロポーザル方式を実施し、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を採用としたので、ここからは株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所より説明していただきます。
委員	それでは、資料についての説明をお願いします。
策定業者	今回配布した資料に基づき説明いたします。初めに、資料①をご覧ください。 第 10 期計画は、令和 7 年度はアンケートを中心とした調査の年となり、策定をするにあたり、八幡市で暮らす高齢者の日常生活や介護に関する意識を把握し、計画策定やその後の事業推進に資するための資料として活用、実施します。 この調査結果は、年齢や性別、介護の認定情報など過去データとの比較や分析、国が提供するシステムでの全国市町村との比較など様々な分析に活用し八幡市の高齢者福祉や高齢介護の運用を把握します。 調査の種類は 4 種類の調査です。細かい設問に関しましては後ほど、調査票に基づき説明いたします。 ①介護予防・日常生活圏域調査については調査対象の方が要介護 1 から 5 の認定を受けていない方で、比較的健康に生活されている 65 歳以上の方になり、抽出方法は、無作為抽出で 3,000 件、郵送で調査票を配布し回収する調査を行う予定です。

介護予防や重度化防止、また生きがい作りや地域活動に関連する高齢者の意識について把握することを主軸とした調査です。

主な調査項目として、現在の暮らしの状況、運動機能、食事や健康、地域活動、助け合い、認知症への意識などが挙げられます。

また、これらの項目に加え八幡市独自の設問も設定をします。

②在宅介護実態調査については、調査対象を在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方で、抽出方法は無作為抽出です。

調査方法は、郵送で400件、介護認定調査の聞き取り時に600件調査する予定です。

自宅で介護を受けている方を対象とした調査で、在宅生活の継続に必要な支援、また、家族介護者の現状、介護離職の状況について把握することを主軸とした調査です。

③介護支援専門員調査は、市内の事業所に勤務される介護支援専門員、ケアマネージャー50件となります。

調査方法は、事業所を通じて調査票を配布し、ウェブもしくはメールでの回答をしてもらいます。

介護保険サービスの利用状況や在宅医療や介護の連携状況、ケアプランの作成やケアマネジメントの実施状況について把握し、介護支援専門員を支える社会資源を開発していくための検討資料としての活用を行います。

④介護サービス事業所調査は、市内のサービス提供事業所となります。

介護支援専門員調査と同様ウェブ、メール回答とします。

今後の介護人材確保の基礎資料とするために雇用状況や人材確保の取り組み、定着、離職防止等の取り組みについて把握します。

続いて、介護従事者ワークショップの実施については、介護人材確保と定着率の向上を目指し、現場のリアルなお声をお聞きし市の実態に即した課題解決の検討につなげるための調査をします。

次に認知症の方やその家族を対象としたヒアリング調査の実施については、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法というものが施行され、同年12月に認知症施策推進基本計画というものが閣議決定されております。この計画のもと、国では、認知症になっても希望を持って暮らしていける新しい認知症観を打ち出し、当事者の声を踏まえ各種の施策を推進していくことを求めます。

第10期の計画は認知症施策推進基本計画を含み、認知症の方やその家族のご意見を伺う機会を設定していくことを予定します。

委 員	説明は以上となります。 質問等ございますか。 要介護５の母の介護をしております。 調査票を拝見しましたが、現場のアンケートは実施されないのでしょうか。 また、ケアマネジャーや事業所へのアンケートは、実際に現場で介護される方々ではないと思うのですが、現場の声はどのようにして吸い上げるのでしょうか。ケアマネジャーとは月に数回お会いしますが、ヘルパーとは介護で毎日お会いします。尿の色の変化、食欲、体の異常などは毎日顔を合わす現場の方に話すことが多く、その方々のアンケートを拝見せずに来期の計画を決めることは難しいかと思います。 また、調査票はこのフォーマットでお渡しするのでしょうか。 白黒の表示ですと、目が悪い方は一部読むことも難しく、カラーであれば辛うじて読むことができるレベルかと思います。 調査の趣旨と違っていたら申し訳ございませんが、以上の点について回答を事務局にお願いします。
委 員 事務局	質問の回答を事務局にお願いいたします。 貴重なご意見ありがとうございます。 アンケート調査自体は３年前も同じような内容、カテゴリーで調査をしました。 例えば、前回令和４年度に実施したニーズ調査であれば、同じ３,０００人を対象に回収率が６４％ほどあり、在宅介護の実態調査については、訪問調査時に訪問調査員が聞き取りする形を今回も予定をしており、６３％以上の回収率がございます。ケアマネジャーへの調査も介護人材の実態調査も同様でございます。 ただ、ご指摘いただきましたアンケート表示の見やすさに関しましては、策定業者と一緒に再度検討すべきかと考えます。 紙媒体で統一したほうが回答しやすいのか、HPや二次元コードを活用する等、検討の必要があると考えています。 最後に現場職員の方のお声ですが、策定業者と一緒にワークショップの開催予定をしており、現場の方、職員の方々の日頃のお声を頂戴することを予定しています。
委 員	ケアマネジャーには大変お世話になり、非常に感謝していますが、現場で要介護者・要支援者の方とコミュニケーションを一番とられるのは実際に訪問し介護してくださる現場のヘルパーの方となります。 母は要介護５で、認知症を患い言葉を話すことも出来ず、私と妹は終日介

	護です。周りからは息抜きが大事だと言われますが、その時間を作ることも困難な為、ケアマネジャーやヘルパーとの会話が非常に助けになり、介護の疲れやストレスを会話で緩和しています。テレビやニュースなどで話題になりますが、私たちも介護のために外出もできず社会から断絶されたような状態となります。妹は終日、家で母の介護をし、誰かと会話することも無い為、ケアマネジャーやヘルパーとの情報交換に感謝しています。家庭にもよりますが、要介護の方へのアンケート調査は難しいと思います。 また、誰でもよく見られたいというのが人でございますので、アンケートの内容がすべて真実であるとは考えないでいただきたいと思います。難しいところですが、現実はそのようなもののご理解いただけますと幸いです。
委 員	ありがとうございます。ニーズ調査で全てのお声を聴取することは厳しいかと思います。あくまでも第10期の計画策定の際の一つの目安として市内の状況把握が必要です。 当然、全数調査ではないため、一部の調査の中から様々なチャンネルを駆使しつつ、八幡市民に安心していただけるような計画に繋げるようにしたいと考えています。こういった貴重な意見も参考して進めていただければと思います。 その他質問等がありますでしょうか。
委 員	新しく新規の設問として、幸福度についての設問がありますが、こちらは日常生活についてでしょうか。 この設問は、他の設問と関連付けて幸福度がどういう方が高いのかというものを分析した上で、最終的に幸福度に着目しながら計画を立てていくイメージでよろしいでしょうか。
策定業者	委員のご意見通りです。 幸福度については、ニーズ調査と在宅介護にこれまでも含まれていましたが、今回は在宅介護実態調査で家族介護者の方にも幸福度をお伺いすると変更を加えております。 委員のご意見にもあった通り、厳しい回答が返ってくることも承知の上で、家族の方の幸福度というところも新たに追加し、各設問と整合し把握していければと考えています。
委 員	幸福度については、生活困窮という状態でも幸せを感じられる方、裕福な方でも幸せを感じられない方と難しいところですが、主観的に幸福度についてどうお考えなのかを設問に盛り込んでいくような理解でいかがかと思います。

委 員	調査の対象者についてお伺いします。 介護予防日常生活圏域ニーズ調査は、要介護１から５の認定を受けていない方、要介護認定と非該当、要支援１・２の方々が対象になり、在宅介護実態調査は、在宅生活をしている要介護と要支援認定を受けた方が対象となります。両方に、要支援１・２の方々が含まれるのは、同じ人に両方の質問票が送られ、回答が重複する可能性があると思われるため、要支援と要介護と対象者を分けた方が良いと思いますがご意見をお願いします。
策定業者	要支援者をニーズ調査に含むのか在宅介護調査に含むのかは第９期までは自治体により判断が異なっており、八幡市の場合は両方に要支援を含む形で実施しているため、第１０期と同様の抽出対象にした方が良いと考えておりますが、第９期の対象者数をもう一度確認し再度事務局と検討したいと思ひます。
委 員	第９期の報告書や計画書を拝見すると、日常生活圏域ニーズ調査の方は要支援の記載がなかったので、ご質問させていただきました。また、検討いただけましたら幸いです。
委 員	在宅介護実態調査で、対象者について伺います。 前半がＡ票で後半はＢ票になっており、Ｂ票が家族介護者の方に回答いただく内容ですが、この場合の介護者は同居しているケースだけでなく、近隣に住まわれて支援されているというケースもあると思ひます。 この場合は、同居かどうかなどが回答者には判断が難しいかと思ひますがどのようにお考えでしょうか。
策定業者	在宅介護実態調査のＢ票にて主な介護者の方が回答する間につきまして、基本的には同居の方が該当することを想定した設問設定になっております。緊急で介護していらっしゃる方もいると思ひますが、調査票自体も介護認定を持たれている方宛に送付します。 調査票配布から回収まで２週間ですので、その間に介護者の方がご回答いただければと考えております。
委 員	郵送が４００件、聞き取りが６００件ですが、お一人で回答できる方と、家族にサポートが必要な方がおられますが、回答をいただけるのでしょうか。また、同居で介護されている方と、通いで介護されている方は状況が違ひますが、混在した形でアンケートを進めても大丈夫なのでしょうか。
策定業者	一度確認した上で回答させていただきます。
委 員	日常生活圏域ニーズ調査の５ページに Twitter とございますが、現在は×

	です。同じ調査票の 12 ページに ACP とございますが、アドバンスケアプランニングの略語とご存じない方もおられますので、記載してください。介護支援専門員調査ですが、6 ページに資質向上のための対策についてですが、介護支援専門員の方々は一定の実務試験と専門性をお持ちですので、「専門性の向上のための対策について」と変更するのもよいかと思います。 そのほか、質問はございませんでしょうか。 —なし—
事務局	今回ご説明させていただきました調査票につきましては案となるので、今回の調査票を再度ご確認ください、別紙の第 10 期介護保険事業計画案についてを 9 月 19 日（金）までに本市にご提出いただきますようお願いいたします。
委 員	以上を持ちまして、第 1 回介護保険事業計画等策定委員会を終了させていただきます。第 10 期介護保険事業計画の作成及び高齢者福祉施策の向上のため、引き続きご協力をお願いいたします。本日は、ありがとうございます。